

Weekly コラム

平成 29 年 5 月 2 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

勤務間インターバル制度とは

◆導入のきっかけとなるか

昨年厚労省で、来年度から中小企業に勤務間インターバル制度を導入すると助成金を支給すると発表していましたが、最近その内容が厚労省のホームページに掲載されました。労働時間の設定の改善、過重労働の防止や長時間労働の抑制に向け勤務間インターバルを設けた企業に要した費用の一部を助成するというものです。

国会予算承認前に開示したのは珍しく、政府がこの制度の普及に意欲を持っていることが窺えます。

◆勤務間インターバルとは

昨年は「働き方改革」の流れの中で、過重労働防止について注目された年でした。勤務間インターバル制度とは時間外労働を含む 1 日の最終的な勤務終了時から翌日の始業時まで一定時間のインターバル(間隔)を保障することにより従業員の休息時間を確保しようというものです。これまでのように長時間労働の是正には高い割増率の賃金にするのではなく、当日の勤務と次の日の勤務時間に決まった休息時間の確保が義務付けられることで過重労働の防止に繋がるという考え方です。この制度はEU加盟国では 1993 年から導入されていて、「労働時間指令」により 24 時間のうち最低連続 11 時間の休息時間と 7 日毎に 24 時間の休息の確保をするというものです。日本でもEUでの実績を確認してゆくようです。

◆実務面の取り扱いは

例えば 9 時から 18 時の勤務の場合 18 時から 24 時まで時間外労働をした場合、翌日は 11 時間後の午前 11 時からの勤務となり、従業員の心身の負担を軽減すると期待する声も聞かれます。現在 1 日の労働時間の上限規制はありません。8 時間毎に 1 時間の休憩は必要ですが理屈上は長時間勤務も可能です。それがもし EU 並みに 11 時間のインターバルを入れたとすると労働時間の上限は休憩時間を除き 1 日 12 時間となります。1 日当たり 4 時間の上限まで働いたとして月 20 日勤務でも 80 時間となり、労基署の示す過重労働ラインにかかるかどうかという所です。導入には給与計算のルールを決めておく必要がありますが、従業員の健康確保という面からは考えられるものと言えます。

記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。